

演題：こども園調乳室の衛生環境把握と検査の必要性

山口県学校薬剤師会 尼崎美奈子

(目的)

現在、認定こども園における環境衛生検査については、学校環境衛生基準に準じて実施されている。こども園には給食室のほかに調乳室があり、その衛生管理は重要である。しかしながら調乳室の検査は任意であり、実施にばらつきがある。今回、県内各地域から任意に抽出したこども園の調乳室に関して担当学校薬剤師と共に衛生検査を行い、知見を得たので報告する。

(方法)

県内各地域から 5 園を抽出し、平成 30 年 12 月～平成 31 年 4 月にかけて、各こども園の調乳室の使用状況や衛生環境について担当学校薬剤師に聞きとり調査を行った。また、スタンプ法にて調乳室の細菌検査を行った。一般細菌用と大腸菌・大腸菌群検出用の二種類のフードスタンプを使用し、35℃・24 時間の培養を行った。

(結果)

調査実施 5 施設中、4 施設に調乳室が配置されており、1 施設は給食室と兼用であった。学校薬剤師による環境衛生検査はすべての園で行っていたが、調乳室は任意のため、これまで検査は行われていなかった。調乳室には、シンク、ポット、哺乳瓶保管庫等があった。使用後の哺乳瓶の洗浄乾燥は給食室で行い、UV 保管庫で保管する施設があった。また調乳室にアルコールを常備していない施設が 2 施設あった。弱酸性水を使用している施設があった。

調乳室の手指頻回接触部位をフードスタンプ法で検査したところ、一般細菌数はいずれも給食室の基準より少なく清潔に使用されていることが伺えた。大腸菌は陰性であった。大腸菌群の検出された施設は 3 施設(水栓レバー1ヶ所、手洗い洗剤ポンプ 2ヶ所)であった。

(考察)

UV 保管庫の管理状況やアルコール製剤を常備していない施設もみられる等、給食室と同様に調乳室の検査も必要であることが今回の結果から示唆された。学校薬剤師が継続的に衛生指導をしていくことが必要である。

(キーワード)

こども園、調乳室、環境衛生検査